2024 年 8 月 5 日　全 11 頁

EU AI 規則（AI Act）公布

信頼性のある AI のための法令が原則として 2026 年 8 月から適用開始

金融調査部 研究員 矢田歌菜絵

［要約］

- 2024 年 7 月 12 日に AI 規則が EU において公布された。原則として 2026 年 8 月 2 日から適用が開始される。
- AI 規則では、AI システムをリスクの程度に応じて、許容できないリスク、ハイリスク、限定的なリスク、最小限のリスクの 4 つに分類し、リスクレベル別に規制を設けている。
- 具体的には、許容できないリスクは原則として禁止し、ハイリスクに対してはリスクマネジメントシステムやデータガバナンス等の要件や義務、限定的なリスクには情報開示等の義務を定めている。最小限のリスクについては規制の対象外（ただし自主的な行動規範の導入は奨励）とされる。

AI 規則の公布

EU における包括的な AI 規制法である Artificial Intelligence Act（以下、AI 規則）が、2024 年 6 月 13 日に成立し、2024 年 7 月 12 日に EU 官報において公布され、2024 年 8 月 1 日に発効した[1]。原則として 2026 年 8 月 2 日から適用が開始されることとなる。

AI 規則は 2021 年 4 月 21 日に欧州委員会（European Commission）が提案したもので、2023 年 12 月 8 日に欧州議会（European Parliament）、EU 理事会（Council of the European Union）および欧州委員会の三者協議で政治的合意に至っていた[2]。2024 年 3 月 13 日、欧州議会が本会議にて AI 規則を賛成多数で可決し[3]、2024 年 5 月 21 日には EU 理事会にて採択された[4]。

[1] EUR-Lex "Artificial Intelligence Act"（2024 年 7 月 12 日）
[2] European Parliament "Artificial Intelligence Act: deal on comprehensive rules for trustworthy AI"（2023 年 12 月 9 日）
[3] European Parliament "Artificial Intelligence Act: MEPs adopt landmark law"（2024 年 3 月 13 日）
[4] European Council, Council of the European Union "Artificial intelligence (AI) act: Council gives final green light to the first worldwide rules on AI"（2024 年 5 月 21 日）

概要

AI 規則は、統一されたルールを EU 域内に適用させることで AI に対する信頼性の向上を図り、EU における AI の利活用やイノベーション等を促進することを目的とするものである。AI システムを 4 つのリスクレベルに分け、それぞれのリスクの程度に応じた規制を定める、リスクベースアプローチを採用している（図表 1）。さらに基盤モデルなどの汎用 AI モデルについては前述の 4 つのリスクレベルとは別でルールを定めている。

AI 規則は New Legislative Framework（NLF）[5]の一環であり、域内に製品（サービス）を提供するにあたって、その製品（サービス）の安全性を保証するためのルールともいえる。

図表 1 4 つのリスクレベルとその規制内容

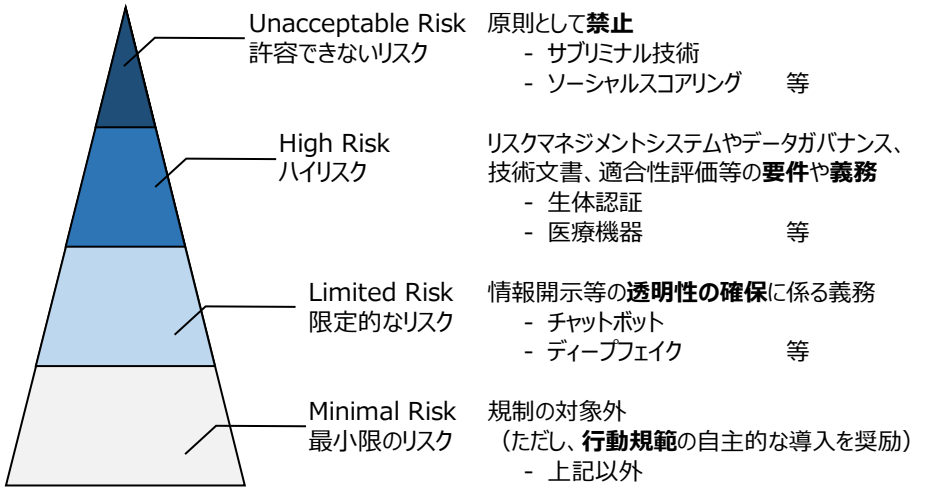

（出所）欧州委員会 "AI Act"や EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成

AI 規則の目的と対象

AI 規則の目的は、「EU 域内市場の機能を向上させ、人間中心かつ信頼性のある AI の普及を促進するとともに、人々の健康、安全性、基本的権利、民主主義、法の支配、環境保護を AI システムによる有害な影響から高い水準で保護し、イノベーションも支援すること」とされている（第 1 条第 1 項）（以下、全て筆者仮訳）。

[5] NLF とは 2008 年に採択された法的枠組みで、EU 域内の商品市場の改善および広範囲にわたる商品の市場への投入条件の強化を目的として、製品の適合性評価の品質と信頼性を高めるための明確な要件を定めている。出所は、欧州委員会 "New legislative framework"。

AI 規則で用いられる主な用語の定義は以下の通り（図表 2）。

図表 2 用語の定義（第 3 条第 1～4 号、63、65 号）

AIシステム
様々なレベルでの自律性で動作するように設計され、その導入後に適応性を示す可能性があり、明示的または黙示的な目的をもって、受け取った入力から、物理的・仮想的な環境に影響を与え得るような予測やコンテンツ、推奨、判断等をどのように生成するか推論する機械ベースのシステム
リスク
有害な事象が起こる蓋然性とその有害さの深刻度合い
プロバイダー（provider；提供者）
AIシステムやGPAIモデルを開発する者（自然人、法人、公的機関等）、または開発済みのAIシステムやGPAIモデルを持ち、有償無償にかかわらず自らの名義等でそのAIシステムを市場に投入またはサービスを提供する者（自然人、法人、公的機関等）
デプロイヤー（deployer；利用者）
個人の非専門的な活動での利用を除いて、その権限の下でAIシステムを利用する者（自然人、法人、公的機関等）
汎用AIモデル（general-purpose AI model；GPAIモデル）
市場への投入の仕方を問わず、顕著な汎用性を持ち、かつ、多様なタスクを適切に実行し、様々な下流システムやアプリケーションへの統合が可能なAIモデル（自己監督の下、大量のデータで訓練されるAIシステムも含む）（研究開発等の目的の場合は除く）
重大なリスク（systemic risk）
多大な影響を及ぼし得るGPAI特有のリスクで、その影響の及ぶ範囲の広さ、または公衆衛生や安全性、治安、基本的権利、社会全体に対して実際の若しくは合理的に予見可能な悪影響によって、EU域内市場に大きな影響を及ぼし、バリューチェーンにわたって大規模に伝播する可能性のあるもの

（出所）EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成

AI 規則では user（利用者）という用語は用いられておらず、一般的に考えられる user は AI 規則においては deployer（デプロイヤー）に該当する[6]。

AI 規則では以下のことを定めている（図表 3）。

図表 3 AI 規則で定めるもの（第 1 条第 2 項）

a	EU域内における、AIシステムの市場への投入、サービスの提供、および利用に関する統一されたルール
b	一定のAIの禁止
c	ハイリスクAIの特定の要件とそのシステムのプロバイダー・デプロイヤー等に対する義務
d	一定のAIシステムに係る統一された透明性のルール
e	GPAIモデルの市場への投入に関する統一されたルール
f	市場のモニタリング、市場のサーベイランス、ガバナンスおよびエンフォースメントのルール
g	スタートアップを含む中小企業を重視したイノベーション支援策

（出所）EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成

[6] European Parliament "Amendments adopted by the European Parliament on 14 June 2023 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act) and amending certain Union legislative acts"(2023 年 6 月 14 日)Amendment 172

AI 規則の主要な適用対象者は以下の通り（図表 4）。

図表 4　AI 規則の主な適用対象者（第 2 条第 1 項）

a	設立場所は域内・域外を問わず、EU域内において、AIシステムの域内市場への投入・サービスの提供を行うプロバイダー、または、GPAIモデルを市場に投入するプロバイダー
b	設立場所が域内、または域内に所在地を持つデプロイヤー
c	設立場所または所在地が域外ではあるが、AIシステムによって生成された出力が域内で利用されるプロバイダーおよびデプロイヤー
d	AIシステムの輸入者および流通者
e	AIシステムを伴った自らの製品を自らの名義等で市場に投入またはサービスを提供する製造者
f	域外で設立されたプロバイダーの認定代理人
g	域内にいる、影響を受ける人々

（出所）EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成

ただし、EU の個別法（民間航空の安全性に係る規則等の 8 つの法令）が適用されるものについては、AI 規則のうちハイリスク AI システムの定義（後掲図表 6）等が適用されることとなる。また、軍事目的のために開発または利用される AI システムは AI 規則の適用対象外となるほか、科学的調査・発展のための AI システムやモデル、純粋な個人の非専門的な AI システムの利用、無償かつオープンソースのライセンスの下でリリースされる AI システム（ハイリスク AI として市場に投入・サービス提供されるものや、利用が禁止される一定の AI は除く）等についても、適用対象外となる。

AI 規則では、AI システムのリスクレベルを分けて規制を課している。Limited Risk（限定的なリスク）（後述(3)）の場合は、情報の透明性を確保する義務が課される。他方で、High Risk（ハイリスク）（後述(2)）に該当する場合は、その開発や利用は認められてはいるが、EU 域内市場へのアクセスを得るためには一定の要件を満たし、義務を果たす必要がある。次ページ以降では、4 つのリスクレベルごとの規制の概要を示す。

4つのリスクレベルごとの規制

(1)Unacceptable Risk（許容できないリスク）

許容できないリスクがあるとして、EUにおいて禁止されるAIは以下の通りである（図表5）。

図表5 AI規則で禁止されるAI（第5条第1項）

a	サブリミナル技術を用いたAIシステム
b	（年齢や障がい、または、特定の社会的または経済的状況下の）特定の自然人または集団を搾取するようなAIシステム
c	自然人または集団を一定期間にわたり評価または分類する（ソーシャルスコアリング）ようなAIシステム
d	自然人のプロファイリングまたは人格特性および特徴の評価のみに基づいて、自然人が犯罪行為を行うリスクを評価または予測するためのAIシステム
e	インターネットや監視カメラからの顔の画像を、対象を絞らずにスクレイピングして顔認識データベースを作成または拡張するAIシステム
f	職場や教育機関で、自然人の感情を推測するAIシステム（医療機関や安全上の理由の場合は除く）
g	生体情報を基に自然人を分類し、人種、政治的意見、労働組合への所属、宗教的または哲学的信念、性生活または性的指向を推測または推論する生体認識システム
h	法執行を目的としたパブリックにアクセス可能なリアルタイム遠隔生体認証システムの利用

（出所）EU官報（前掲脚注1）を基に大和総研作成

(2)High Risk（ハイリスク）

ハイリスクAIとして規制対象のAIシステムの分類のルールは主に以下の通り（図表6）。

図表6 AI規則でのハイリスクAIシステムの分類（第6条）

1		EU市場への投入やサービス提供がなされるAIシステムで、以下のaおよびbで言及されている製品と独立しているかどうかにかかわらず、以下のaおよびbの両方を満たすもの
	a	製品の安全部品として利用されることが想定されているAIシステム、またはAIシステムそのものがAnnex I（注1）記載のEU整合法令（機械指令等の20法令）の適用対象となる製品であるもの
	b	aに基づく安全部品がAIシステムである場合、またはAIシステムそのものが製品の場合、Annex I記載のEU整合法令に基づいて、市場への投入またはサービスの提供を目的として、第三者機関による適合性評価（注2）を受ける必要があるもの
2		上記1で定められるハイリスクAIに加えて、Annex IIIで記載されているAIシステムもハイリスクAIとみなされる
		例）生体認証（EU法および加盟国法によって利用が認められる範囲）、重要なインフラのための利用、教育・職業訓練、雇用・労務管理、必要不可欠なサービス（官民）へのアクセス、法執行（EU法および加盟国法によって利用が認められる範囲）、移民・亡命・国境管理、司法・民主的なプロセス
3		ただし、上記2については、健康や安全性、基本的権利に対して重大な危害を及ぼすリスクとならない場合についてはハイリスクAIとはみなされない
		例）狭い範囲のタスクについてのみの利用や人間の成果物を改善するための利用等

（注1）Annexとは、EU官報の付属書で準用する法令のリストや詳細は適用条件等が記載されている。例えばAnnex Iでは対象となるEU整合法令の一覧を、Annex IIIではハイリスクAIシステムの要件の詳細を記載している。
（注2）適合性評価（conformity assessment）とは、製品がEU市場に投入される前に行われるもので、安全でない製品または適合性のない製品が市場に流通しないことを目的に、製品が全ての法的要件を満たしていることを示すための評価。出所は、欧州委員会"Conformity assessment"。
（出所）EU官報（前掲脚注1）を基に大和総研作成

図表 6 の 1 に該当するのは、AI システムが、既存の EU 整合法令（機械指令や玩具指令、医療機器規則等）で規制された製品の安全部品（利用者の安全性に関わる部品）に該当する場合である。図表 6 の 2 に該当するのは、基本的な権利等への影響が大きいとされる AI システムである。このようにハイリスク AI システムとして一定の要件や義務の対象となるのは、人間の安全性や基本的な権利等に関わるものといえる。

ハイリスク AI システムが満たすべき主要な要件は以下の通り（図表 7）。

図表 7 AI 規則におけるハイリスク AI システムが満たすべき主要な要件（第 8 条から第 15 条）

要件の遵守（第8条）
・ ハイリスクAIシステムは、その目的や最先端のAI関連技術を考慮に入れて、要件を満たす必要 ・ 要件遵守の確保にあたっては、リスクマネジメントシステムを考慮 ・ AI規則のほか整合法令の一部（Annex I,SectionA）の対象となるAIシステムを搭載する製品は、適用されるEU整合法令の要件を十分に満たすことを確保
リスクマネジメントシステム（RMS）（第9条）
・ RMSの確立、導入、文書化、維持 ・ RMSは継続的・反復的なプロセスとして策定、ライフサイクルの全期間にわたって運用、定期的・体系的なレビューと更新 ・ ハイリスクAIシステムの用途に従った利用が、健康や安全性、基本的権利に及ぼす、合理的に予見可能なリスクの特定および分析 ・ ハイリスクAIシステムの用途に従った利用や合理的に予見可能な誤用から生じ得るリスクの推定と評価 ・ 市場投入後のモニタリングで収集されたデータの分析に基づく、その他に生じ得るリスクの評価 ・ 最適かつ的を絞ったリスクマネジメント策を特定するためのテスト ただし、ここでのリスクとは、ハイリスクAIシステムの開発・設計過程または適切な技術的情報の提供によって合理的に低減・排除できるものに限る
データおよびデータガバナンス（第10条）
・ データを用いたAIモデルのトレーニングに係る技術を利用するハイリスクAIシステムについて、一定の品質基準を満たすデータセットに基づいたトレーニング、検証、テスト
技術文書（第11条）
・ 市場への投入・サービス提供前にハイリスクAIシステムが要件を満たしていることを示す技術文書を作成し、国家当局等に提出 ・ 技術文書は最新状態を維持
記録保存（第12条）
・ ハイリスクAIシステムはライフサイクルを通してイベント（ログ）を自動的に記録可能な状態に
透明性およびデプロイヤーへの情報提供（第13条）
・ デプロイヤーがハイリスクAIシステムによる出力を理解して適切に利用できるように、オペレーションの透明性を確保 ・ ハイリスクAIシステムに、アクセス可能で理解できるよう簡潔・完全・正確・明確な使用説明書（適切なデジタルフォーマットその他の方法）を添付
人間による監視（第14条）
・ 人間と機械の適切なインターフェイスツールを含む、ハイリスクAIシステム利用中に自然人が効率的に監視できるような方法でのAIシステムの設計・開発 ・ 人間による監視の目的は、ハイリスクAIシステムの用途に従った利用が、健康や安全性、基本的権利に及ぼす、合理的に予見可能なリスクの回避・最小化
正確性・堅牢性とサイバーセキュリティ（第15条）
・ ハイリスクAIシステムが、適切な水準の正確性・堅牢性・サイバーセキュリティを達成し、ライフサイクルを通じてこれらの観点に沿って作動を示すように設計・開発

（出所）EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成

RMS は特に信頼性確保のために導入されるもので、ライフサイクルの全期間にわたって、テストと市場投入後のモニタリングデータによる分析を行い、必要に応じてその修正を行うことである。最も適切なリスクマネジメント手法を特定するにあたっては、①特定されたリスクの除去または削減、②除去できないリスクに対しては低減またはリスクコントロール策の導入、および、③デプロイヤーへの情報提供・適正な訓練が確保されている必要がある（第 9 条第 5 項）。

ハイリスク AI システムのプロバイダーが満たすべき要件は以下の通り（図表 8）。

図表 8　AI 規則におけるハイリスク AI システムのプロバイダーが満たすべき要件（第 16 条、第 17 条）

ハイリスクAIシステムのプロバイダーが満たすべき要件（第16条）
・ 前述のハイリスクAIシステムが満たすべき要件に準拠していることを保証
・ ハイリスクAIシステムのパッケージや付属書に、名称、登録商品名・商標、連絡先住所等の提示
・ クオリティマネジメントシステムの確保
・ 文書の保存
・ 自らに権限がある場合、ハイリスクAIシステムで生成されたログの自動保存
・ 市場への投入またはサービスの提供前にハイリスクAIシステムが関連する適合性評価を受けることの確保
・ EU適合性宣言の作成
・ ハイリスクAIシステム（できない場合はパッケージや付属書）にCEマーク（注）を貼付
・ EUデータベースへの登録
・ ハイリスクAIシステムが適合性を満たしていない場合、必要な是正措置を講じ、情報を提供
・ 当局から要請があった場合、ハイリスクAIシステムの適合性を満たしていることを明示
・ ハイリスクAIシステムが、機械指令やアクセシビリティ指令に則したアクセシビリティの要件確保
クオリティマネジメントシステム（QMS）（第17条）
・ ハイリスクAIシステムのプロバイダーは、この法令の遵守を確保するために、QMSを導入
・ QMSは、方針や過程、その手順について、順序に沿った体系的な様式で明文化

（注）CE マークとは、欧州経済領域（EEA）（EU 加盟国の全てとアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）で販売される指定の製品について、EU 整合法令が定める基準を満たしていることを示すもの。出所は、欧州委員会 "CE marking"。
（出所）EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成

ハイリスク AI システムプロバイダーは、RMS に加えて、QMS にも取り組む必要がある。具体的には、適合性評価の手続きを含む規制遵守の方針、設計・開発等のために利用される技術や手続き、開発の事前・事中・事後に実施するテストや検証の手順や頻度、市場への投入後のモニタリングシステムの設置・実施・維持、深刻なインシデントの報告手順、対象となる全ての文書や情報の保管のシステムや手順等について策定する必要がある（第 17 条第 1 項）。

ハイリスク AI システムのデプロイヤーの主要な義務は以下の通り（図表 9）。

図表 9 AI 規則におけるハイリスク AI システムのデプロイヤーの主要な義務（第 26 条）

・ ハイリスクAIシステムのデプロイヤーは、使用説明書に沿ったシステムの利用を確保するために適切な技術的・組織的な措置を講じる ・ デプロイヤーは、人間による監視への対応として、必要な能力や訓練、権限および必要な支援を有した自然人を配置 ・ デプロイヤーによる市場投入後のモニタリングで重大インシデントを特定した場合のプロバイダーや監督当局への情報提供・システムの一時停止 ・ ハイリスクAIシステムのデプロイヤーは、自動的に生成されたログを自らの管理下で最低6カ月間は保存 ・ ハイリスクAIシステムを職場で利用する前に、雇用主であるプロバイダーは従業員の代表や影響を受ける従業員に対して、ハイリスクAIシステムの利用対象となる旨を通知

（出所）EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成

(3)Limited Risk（限定的なリスク）

チャットボット等の限定的なリスクに該当する AI システムには、透明性確保のための義務が課される。プロバイダーおよびデプロイヤーに課される透明性確保の義務（主要なもの）は以下の通り（図表 10）。

図表 10 AI 規則におけるプロバイダーおよびデプロイヤーの主要な透明性確保の義務（第 50 条）

1	自然人との直接の対話を意図したAIシステムの設計・開発を担うプロバイダーは、それを利用する自然人がAIシステムと対話していることが分かるようにする（状況等で明らかな場合は除く）
2	音声や画像・動画・文章を生成するAIシステム（GPAIシステム含む）のプロバイダーは、AIシステムの出力に機械判読可能なフォーマットで探知可能な状態で、人工的に生成・操作された旨を開示
3	感情認識システムや生体分類システムのデプロイヤーは、そのシステムの対象となる自然人に対してその旨を通知し、個人情報をGDPR（一般データ保護規則）等に則って処理
4	ディープフェイクを構成する画像や音声、動画を生成・操作するAIシステムのデプロイヤーは、そのコンテンツが人工的に生成・操作された旨を開示

（出所）EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成

図表 10 の 1 はいわゆるチャットボットが該当し、図表 10 の 2 は生成 AI 等が該当すると考えられる。なお、GPT-4 のようなより発展的な AI モデルは後述の重大なリスクのある GPAI モデルに該当するとされ[7]、より厳しい規制の対象となると考えられる。

[7] European Parliament "EU AI Act: first regulation on artificial intelligence"（2024 年 6 月 18 日最終更新）

(4)Minimal Risk（最小限のリスク）

上記(1)～(3)以外のAIシステム（GPAIモデルを除く）は、Minimal Risk（最小限のリスク）とされ、法令による規制の対象とはならない。ただし、行動規範（codes of conduct）の策定および遵守が奨励されている（図表11）。

図表11 AI規則における行動規範の任意適用（第95条）

AI Officeと加盟国は、技術的な解決策や業界のベストプラクティスを考慮に入れつつ、ハイリスクAIシステムに課す要件の一部または全部を、ハイリスクAIシステム以外のAIシステムによる自主的な適用を促すために、行動規範（codes of conduct）（関連するガバナンスメカニズム含む）の策定を奨励、促進する

（出所）EU官報（前掲脚注1）を基に大和総研作成

なお、AI Officeとは、AI規則の制定とともに設置された欧州委員会内の機関で、AIシステムやGPAIモデル等のモニタリングや監督を担う（第3条第47号）。

GPAIモデルに係る規制

これまで述べたAIシステムの4つのリスクレベルとは別に、GPAIモデルについては別途規制を設けている。

GPAIモデルのプロバイダーの義務は主に以下の通り（図表12）。

図表12 AI規則におけるGPAIモデルのプロバイダーの義務（第53条第1項）

a		Annex XI記載の最低限の記載事項（想定タスクや組み込まれるAIシステムの特性等）を含めたそのモデルの技術文書（トレーニングやテスト過程とその評価結果含む）を作成、その技術文書を最新状態に維持し、AI Officeや国家当局から要請があった場合には技術文書を提出
b		GPAIモデルをAIシステムに統合する他のAIシステムプロバイダーに対して、情報提供や文書の作成を行い、それらを最新状態に維持
		情報提供に当たっては、知的財産権や業務上の機密情報、営業秘密の保護に関するEU法・加盟国法が侵害されない範囲で、
	i	そのAIシステムのプロバイダーが、GPAIモデルの能力や限界をよく理解でき、この法律による義務を遵守するのに必要な情報を含める
	ii	少なくともAnnex XII記載の情報（パラメータ数やトークン数等）を含める
c		著作権とその関連の権利に関する域内法・加盟国法を遵守するためのポリシーを策定し、遵守
d		AI Officeが定めるテンプレートにしたがって、GPAIモデルのトレーニングに使われるコンテンツに関する詳細なサマリーを作成し、公開

（出所）EU官報（前掲脚注1）を基に大和総研作成

重大なリスク（systemic risks）のあるGPAIモデルの分類ルールは以下の通り（図表13）。

図表13 AI規則における重大なリスクのあるGPAIモデルの分類ルール（第51条）

1	GPAIモデルは、以下のa, bのいずれかの条件を満たす場合、重大なリスクのあるGPAIモデルと分類される	
	a	適切なツールや手法（指標やベンチマーク含む）に基づいて評価された多大な影響力があるもの
	b	ECの決定に基づき、ECの権限または科学パネルからの以下の 適切な警告を受け、Annex XIII記載の基準（パラメータ数やトークン数等）に照らして、その能力または影響がaと同等と判断されるもの
2	トレーニング時の計算量の累積が、浮動小数点演算（FLOP）で10^{25}を超えるようなGPAIモデルは上記1aに該当するとみなされる	

（出所）EU官報（前掲脚注1）を基に大和総研作成

重大なリスクのあるGPAIモデルプロバイダーの主な義務は以下の通り（図表14）。

図表14 AI規則における重大なリスクのあるGPAIモデルプロバイダーの主要な義務（第55条）

1	図表12のGPAIモデルプロバイダーの義務に加え、以下の義務も課される	
	a	重大なリスクを特定し低減するための敵対的テストの実施と文書化も含め、最先端の標準化されたプロトコルやツールにしたがってモデルを評価
	b	重大なリスクのあるGPAIの開発、市場への投入、または利用によって生じ得る重大なリスク（その発生源を含める）をEUレベルで評価し、低減
	c	深刻なインシデントやそれに対処するための是正措置に関する情報を、追跡、文書化し、AI Officeや国家当局に著しい遅延なく提出
	d	重大なリスクのあるGPAIやそのモデルの物理的なインフラを保護するための適切なレベルのサイバーセキュリティを確保
2	重大なリスクのあるGPAIモデルのプロバイダーは、整合規格（注）が公表されるまで、上記1の義務を遵守していることを示すために、実践規範（codes of practice）への依拠も可	

（注）整合規格（harmonised standard）とは、欧州の認定機関が策定したもので、製造者や他の経済主体、評価機関等が、その製品やサービス、およびその製造過程が、関連のEU法令を遵守しているか確認するために使われる仕様や基準等を一覧化したもの。出所は、欧州委員会 "Harmonised Standards"。
（出所）EU官報（前掲脚注1）を基に大和総研作成

GPAIモデルに関しては、実践規範（codes of practice）についても以下の通り言及されている（図表15）。

図表15 AI規則におけるGPAIモデルに関する実践規範（第56条第1項）

AI Officeは、国際的なアプローチも考慮しながら、この法律の適切な適用のために、EUレベルでの実践規範の策定を奨励し、促進

（出所）EU官報（前掲脚注1）を基に大和総研作成

主な罰則規定

禁止される AI に関する規定（第 5 条）に違反した場合、原則として、違反者に対しては最高 3,500 万ユーロ、または違反者が企業である場合は前年度の全世界年間売上高の最高 7%のいずれか高い方の制裁金が適用される（第 99 条第 3 項）。

ハイリスク AI システムに関する規定（第 16 条（プロバイダーの場合）、第 26 条（デプロイヤーの場合）等）に違反した場合、原則として、違反者に対しては最高 1,500 万ユーロ、または違反者が企業である場合は前年度の全世界年間売上高の最高 3%のいずれか高い方の制裁金が適用される（第 99 条第 4 項）。

GPAI に関する規定に違反した場合（故意または過失による）、違反したプロバイダーに対して最高 1,500 万ユーロ、または違反者が企業である場合は前年度の全世界年間売上高の最高 3%のいずれか高い方の制裁金が適用される（第 101 条第 1 項）。

施行日

原則として 2026 年 8 月 2 日から適用が開始される。ただし、一部の規定に関しては図表 16 の通りとなり、例えば禁止される AI に関する規定については 2025 年 2 月 2 日から適用が開始される。

図表 16 AI 規則の適用開始日（第 113 条）

（出所）EU 官報（前掲脚注 1）を基に大和総研作成